

京都市建築基準法施行細則

改正前	改正後
○京都市建築基準法施行細則 平成元年 7 月 1 日規則第 3 9 号 改正 平成 2 年 3 月 2 7 日規則第 1 0 1 号 (略) 令和 4 年 3 月 2 4 日規則第 7 2 号 <u>(新設)</u> 京都市建築基準法施行細則 (略)	○京都市建築基準法施行細則 平成元年 7 月 1 日規則第 3 9 号 改正 平成 2 年 3 月 2 7 日規則第 1 0 1 号 (略) 令和 4 年 3 月 2 4 日規則第 7 2 号 <u>令和 5 年 3 月 3 0 日規則第 7 1 号</u> 京都市建築基準法施行細則 (略)
第 3 章 許可等の手続	第 3 章 許可等の手続
(許可又は認定の添付図書) 第 9 条 次の各号に掲げる許可又は認定を受けようとする者は、当該許可又は認定の申請書に当該各号に掲げる図書を添付しなければならない。 (1) 法第 4 3 条第 2 項第 2 号、第 4 4 条第 1 項第 2 号若しくは第 4 号、第 4 7 条ただし書、第 4 8 条第 1 項から第 1 4 項までの規定のただし書若しくは第 5 1 条ただし書（法第 8 7 条第 2 項又は第 3 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第 5 2 条第 1 0 項、第 1 1 項若しくは第 1 4 項、第 5 3 条第 4 項、第 5 項若しくは第 6 項第 3 号、第 5 3 条の 2 第 1 項第 3 号若しくは第 4 号、第 5 9 条第 1 項第 3 号、第 6 8 条第 2 項第 2 号若しくは第 3 項第 2 号、第 6 8 条の 7 第 5 項、第 8 5 条第 3 項、第 6 項若しくは第 7 項又は第 8 7 条の 3 第 3 項、第 6 項若しくは第 7 項の規定による許可 別表第 2 1 の項及び 2 の項に掲げる図書 (2) 法第 5 5 条 <u>(新設)</u> 第 3 項各号、第 5 6 条の 2 第 1 項ただし書 <u>(新設)</u>、第 5 9 条第 4 項、第 5 9 条の 2 第 1 項、第 6 8 条第 1 項第 2	(許可又は認定の添付図書) 第 9 条 次の各号に掲げる許可又は認定を受けようとする者は、当該許可又は認定の申請書に当該各号に掲げる図書を添付しなければならない。 (1) 法第 4 3 条第 2 項第 2 号、第 4 4 条第 1 項第 2 号若しくは第 4 号、第 4 7 条ただし書、第 4 8 条第 1 項から第 1 4 項までの規定のただし書若しくは第 5 1 条ただし書（法第 8 7 条第 2 項又は第 3 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第 5 2 条第 1 0 項、第 1 1 項若しくは第 1 4 項、第 5 3 条第 4 項、第 5 項若しくは第 6 項第 3 号、第 5 3 条の 2 第 1 項第 3 号若しくは第 4 号、第 5 9 条第 1 項第 3 号、第 6 8 条第 2 項第 2 号若しくは第 3 項第 2 号、第 6 8 条の 7 第 5 項、第 8 5 条第 3 項、第 6 項若しくは第 7 項又は第 8 7 条の 3 第 3 項、第 6 項若しくは第 7 項の規定による許可 別表第 2 1 の項及び 2 の項に掲げる図書 (2) 法第 5 5 条 <u>第 3 項若しくは第 4 項</u>各号、第 5 6 条の 2 第 1 項ただし書、<u>第 5 8 条第 2 項</u>、第 5 9 条第 4 項、第 5 9 条の 2 第 1 項、第

号、第68条の3第4項又は第68条の5の3第2項の規定による許可 別表第2 1の項から3の項までに掲げる図書 (3) 法第88条第2項において準用する法第48条第1項から第14項までの規定のただし書又は第51条ただし書（法第88条第2項において準用する法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による許可 別表第3に掲げる図書 (4) 法第43条第2項第1号、第44条第1項第3号 <u>(新設)</u>、第57条第1項、第68条の3第1項、第2項若しくは第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の5第1項又は第68条の5の6の規定による認定 別表第2 1の項及び2の項に掲げる図書 (5) 法第55条第2項、第68条第5項、第68条の3第3項、第68条の5の5第2項若しくは第86条の6第2項又は令第131条の2第2項若しくは第3項の規定による認定 別表第2 1の項から3の項までに掲げる図書 (6) 法第86条の8第1項若しくは第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）又は第87条の2第1項の規定による認定（当該認定に係る建築物の計画が法第6条の3第1項本文に規定する構造計算適合性判定を要するものであるときに限る。） 同条第7項に規定する適合判定通知書の写し並びに省令第3条の7第1項第1号ロ(1)又は(2)に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号ロ(1)又は(2)に掲げる図書及び書類	68条第1項第2号、第68条の3第4項又は第68条の5の3第2項の規定による許可 別表第2 1の項から3の項までに掲げる図書 (3) 法第88条第2項において準用する法第48条第1項から第14項までの規定のただし書又は第51条ただし書（法第88条第2項において準用する法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による許可 別表第3に掲げる図書 (4) 法第43条第2項第1号、第44条第1項第3号、<u>第52条第6項第3号</u>、第57条第1項、第68条の3第1項、第2項若しくは第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の5第1項又は第68条の5の6の規定による認定 別表第2 1の項及び2の項に掲げる図書 (5) 法第55条第2項、第68条第5項、第68条の3第3項、第68条の5の5第2項若しくは第86条の6第2項又は令第131条の2第2項若しくは第3項の規定による認定 別表第2 1の項から3の項までに掲げる図書 (6) 法第86条の8第1項若しくは第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）又は第87条の2第1項の規定による認定（当該認定に係る建築物の計画が法第6条の3第1項本文に規定する構造計算適合性判定を要するものであるときに限る。） 同条第7項に規定する適合判定通知書の写し並びに省令第3条の7第1項第1号ロ(1)又は(2)に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号ロ(1)又は(2)に掲げる図書及び書類
2 前項の場合において、市長は、特に必要があると認めるときは、同項に規定するもののほか、許可又は認定に係る事項について必要な図書を添付させることがある。	2 前項の場合において、市長は、特に必要があると認めるときは、同項に規定するもののほか、許可又は認定に係る事項について必要な図書を添付させることがある。
<u>(新設)</u>	<u>3 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。</u>
(条例等の規定による許可又は認定の申請)	(条例等の規定による許可又は認定の申請)

第10条 次の各号に掲げる許可又は認定を受けようとする者は、条例等の規定による許可・認定申請書の正本及び副本にそれぞれ当該各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）原谷特別工業地区建築条例（以下「原谷条例」という。）第3条第1項ただし書、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）西陣特別工業地区建築条例（以下「西陣条例」という。）第4条第1項ただし書、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区（京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区）建築条例（以下「京都御苑条例」という。）第3条第1項ただし書、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）職住共存特別用途地区建築条例（以下「職住共存条例」という。）第3条ただし書若しくは第4条第3項第3号若しくは第4号、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）御池通沿道特別商業地区建築条例（以下「御池通沿道条例」という。）第4条第1項ただし書、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）らくなん進都産業集積地区建築条例（以下「らくなん進都条例」という。）第4条ただし書又は京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）京都駅東南部等文化芸術まちづくり推進地区建築条例（以下「文化芸術地区条例」という。）第4条第3項（新設）の規定による許可 別表第2 1の項及び2の項に掲げる図書

(2) 法第3条第1項第4号又は令第115条の2第1項第4号の規定による認定 別表第2 1の項及び2の項に掲げる図書

(3) 建築基準条例第3条第1項各号又は第2項の規定による認定 別表第2 1の項に掲げる図書

(4) 建築基準条例第5条第4項の規定による認定 別表第2 1の項

第10条 次の各号に掲げる許可又は認定を受けようとする者は、条例等の規定による許可・認定申請書の正本及び副本にそれぞれ当該各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）原谷特別工業地区建築条例（以下「原谷条例」という。）第3条第1項ただし書、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）西陣特別工業地区建築条例（以下「西陣条例」という。）第4条第1項ただし書、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区（京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区）建築条例（以下「京都御苑条例」という。）第3条第1項ただし書、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）職住共存特別用途地区建築条例（以下「職住共存条例」という。）第3条ただし書若しくは第4条第3項第3号若しくは第4号、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）御池通沿道特別商業地区建築条例（以下「御池通沿道条例」という。）第4条第1項ただし書、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）らくなん進都産業集積地区建築条例（以下「らくなん進都条例」という。）第4条ただし書、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）産業集積特別工業地区建築条例（以下「産業集積特別工業地区条例」という。）第4条ただし書又は京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）外環状線等沿道特別用途地区建築条例（以下「外環沿道地区条例」という。）第4条第2項ただし書の規定による許可 別表第2 1の項及び2の項に掲げる図書

(2) 法第3条第1項第4号又は令第115条の2第1項第4号の規定による認定 別表第2 1の項及び2の項に掲げる図書

(3) 建築基準条例第3条第1項各号又は第2項の規定による認定 別表第2 1の項に掲げる図書

(4) 建築基準条例第5条第4項の規定による認定 別表第2 1の項

及び4の項に掲げる図書、法の施行の日において現に建築物が存した敷地であることを証する図書、当該建築物又は従前の建築物の用途を証する図書その他市長が必要と認める図書 (5) 建築基準条例第16条第6項（同条例第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定 別表第2 1の項及び6の項に掲げる図書 (略) (10) 職住共存条例第4条第1項括弧書き、御池通沿道条例第4条第2項括弧書き又は文化芸術地区条例第3条第3号クの規定による認定 別表第2 1の項及び2の項に掲げる図書	及び4の項に掲げる図書、法の施行の日において現に建築物が存した敷地であることを証する図書、当該建築物又は従前の建築物の用途を証する図書その他市長が必要と認める図書 (5) 建築基準条例第16条第6項（同条例第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定 別表第2 1の項及び6の項に掲げる図書 (略) (10) 職住共存条例第4条第1項括弧書き、御池通沿道条例第4条第2項括弧書き又は文化芸術地区条例第3条第3号クの規定による認定 別表第2 1の項及び2の項に掲げる図書
2 前条第2項の規定は、前項の規定による申請について準用する。	2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。
3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、許可若しくは不許可又は認定若しくは不認定を決定し、条例等の規定による許可・認定申請書の副本及びその添付図書を添えて、その旨を申請者に通知するものとする。	3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、許可若しくは不許可又は認定若しくは不認定を決定し、条例等の規定による許可・認定申請書の副本及びその添付図書を添えて、その旨を申請者に通知するものとする。
(略)	(略)
第9章 雑則	第9章 雑則
(確認等の取消し)	(確認等の取消し)
第32条 市長又は建築主事は、建築主等が法、令、建築基準条例、原谷条例、西陣条例、京都御苑条例、職住共存条例、御池通沿道条例、らくなん進都条例、文化芸術地区条例（新設）、高度地区計画書又はこの規則の規定による確認、許可、認定、認可、指定又は承認（以下この条において「確認等」という。）の申請書又は添付図書に不実の記載をして確認等を受けたものであることが判明したときは、その確認等を取り消すことがある。	第32条 市長又は建築主事は、建築主等が法、令、建築基準条例、原谷条例、西陣条例、京都御苑条例、職住共存条例、御池通沿道条例、らくなん進都条例、文化芸術地区条例、産業集積特別工業地区条例、外環沿道地区条例、高度地区計画書又はこの規則の規定による確認、許可、認定、認可、指定又は承認（以下この条において「確認等」という。）の申請書又は添付図書に不実の記載をして確認等を受けたものであることが判明したときは、その確認等を取り消すことがある。
(以下略)	(以下略)